

## 託児サービスの概要

### ○託児サービス施設について

訓練No. (識別コード)	(25R0312) 5-07-27-250-11-0364
訓練科名	ネットショップ・Webサイト運営科（6か月）【託児付】 （託児定員3人）
訓練実施施設名	職業訓練のアップ なんば校
託児サービス実施施設名	(A) JAPAN保育園 (B) ふりー保育園 四ツ橋園

### ○託児サービスの利用の条件等について

(1) 託児サービスの利用条件  〔①から③のすべてを満たす方が対象となります。〕	①当該乳幼児の保護者であって、職業訓練を受講することにより、当該乳幼児を保育することができない方。
	②同居の親族その他の者が当該乳幼児を保育することができない方。
	③受講申込時に、託児サービス利用申込書を提出された方で、託児の必要性を大阪府が認めた方。
(2) 託児サービスの対象・費用等	①保育時間 09:00～17:00
	②対象年齢 令和4年4月2日生まれから令和6年4月1日生まれまでの児童
	③託児保護者負担額 ミルク・おむつ代等自己負担が必要なものは、ご持参ください。
	④備考 食事やおやつに関するアレルギーについては別途対応・要相談

### 【その他】

- ・託児サービスは、希望多数または乳幼児の健康状態等で託児サービス実施施設が対応できない場合に利用できないことがあります。
- ・託児サービスは、訓練期間を通してのサービスであり、既に託児サービスを受けられている方や臨時的な利用はできません。
- ・利用する託児施設の選定は、訓練実施施設が行います。
- ・託児サービスの利用を希望しない方も、訓練の受講は可能です。
- ・託児サービスの利用には、「子どものための教育保育給付支給認定書」が必要です。  
職業訓練を申し込む前にご用意ください。※自治体によって名称は異なります。
- ・上記の託児サービス実施施設に空きがない場合は、他の施設となる場合があります。
- ・入園前の指定された日までに、託児サービス施設にて事前説明をお受けいただいたあと、入園手続きをしていただきます。
- ・入園申込書を提出する際に、母子手帳と現住所を確認できる身分証をご提示ください。
- ・託児サービスの利用には、医療機関で検診を受けて託児サービスが利用可能であることの証明を、指定の様式で提出することが必要です。
- ・託児サービスの利用にあたり、選考試験終了後から入校式までの期間に、合否結果を問わず、託児サービス実施施設において「慣らし保育」を実施する場合があります。  
その場合における費用は自己負担となります。  
「慣らし保育」を入校前に実施できない場合は、入校後に実施する場合があります。
- ・予めご了承のうえお申込みください。詳細は訓練実施施設へお尋ねください。
- ・詳細については、事前説明を行います。ご不明な点については訓練実施施設までお問合せください。

**【託児サービス実施施設名】**

- (A) J A P A N 保育園
- (B) ふりー保育園 四ツ橋園

**【所在地】**

- (A) 〒556-0022 大阪市浪速区桜川2-4-6 青風ハイツ1階
- (B) 〒550-0014 大阪市西区北堀江1-1-7 四ツ橋日生ビル101号室

**【電話番号】**

- (A) 06-4981-3514
- (B) 06-6537-9333

**【最寄り駅】**

- (A) Osaka Metro 千日前線 桜川駅 3番出口徒歩4分 (220m)  
阪神なんば線桜川駅 4番出口徒歩4分 (250m) ※なんばから送迎の可能性あり
- (B) Osaka Metro 四つ橋線 四ツ橋駅 3番出口徒歩1分 (20m)

**【最寄り駅からの地図】**

